

2006年7月27日

奈良市ごみ焼却施設
移転建設計画策定委員会
委員長 郡嶋 孝 殿

意見書

委員 吉田隆一
委員 国領弘治
委員 阪本昌彦
委員 佐藤真理
委員 田中啓義

1 はじめに

過日、第4回委員会の資料として、資料2「ごみ焼却施設の候補地選定方法（素案）」が配布されました。この資料は、抽象的な選定方法のシミュレーションに過ぎません。

第4回委員会のための配布資料が、このような抽象的な選定方法のシミュレーションに止まったのは、前回、中継基地の図面の問題性が指摘され、図面を一旦回収したことに基づき、図面作成前に選定方法のシミュレーションを委員会で合意しなければならないと考えられた趣旨であるのでしょうか。

しかし、第3回委員会では、中継基地の図面は別としても、他の具体的な図面については、それを踏まえた上で具体的な議論がなされたはずです。

例えば、第3回の議論では、議事録概要7頁の森住委員、同9頁の佐藤委員、片山委員など、候補地を選定するための具体的な手法や、より具体的な資料の提示の必要性について述べられています。

このような第3回委員会の議論を活かすためには、第4回委員会の資料として、資料2だけでは足りないと考えます。

委員会進行の当初予定では、本年9月下旬に「1次選定まとめ」とされていたのであり、そのためには、第4回委員会において、候補地選定作業が抽象論レベルで止まっていたらしくないと考えます。

そこで、滞りなく、具体的な候補地選定作業を進めていくために、少



なくとも、第4回委員会当日までに、第3回委員会の議論を踏まえて、下記具体的資料を配布していただきたいと考えます。

2 移転候補地を広く検討するための資料について

移転候補地を広く検討することは、最適地を探すためにも、また、最終的に移転候補地とされた付近住民の納得を得るためにも、不可欠なことであると考えます。

そして、移転候補地を広く検討するには、10ヘクタール以上の空地（移転地として必要な敷地の面積は、緩衝地帯を含めて、この程度でしょう）を全て拾い出し、その中から、公害調停条項第2条の要件を検討する方法になろうかと思います。

そこで、下記の図面①乃至⑤を資料としてご用意ください。

図面① 奈良市内の10ヘクタール以上の空地を表した図面

図面② 用途地域等土地利用規制関連を示した図面（前回で提示された広域ネガティブマップ4-3）

図面③ 自然環境保全関係を示した図面（同上4-4、4-5）

図面④ 調停条項第2条の「300メートル」要件を示した図面

図面⑤ 図面①をポジティブマップ、図面②乃至④をネガティブマップと位置付けて、それらを重ね合わせた図面

尚、前回で提示された広域ネガティブマップ4-6は必ずしもネガティブ要件として委員会の共通認識でないので、現段階では提示されるべきではないと考えます。

また、同広域ポジティブマップ4-12（直接搬入コストシュミレーション）は誤解を生じる図面であると考えるので、提示されるべきではないと考えます。即ち、コストの高低は、本来連続線上にあるのですから、平面図で色分けすると誤解を生じますし、また、中心地に遠ければ高コストは当然の結果なので、あえて誤解を生じる色塗りをした図面を提示する必要はないと考えられます。

3 移転候補有力地を仔細に検討するための資料

公有地は買収の問題が生じないので有力な移転候補地であることには間違いありません。

そこで、公有地については、市有地だけでなく県有地も含めて提示されるべきであり、かつ、公有地については、取得年次や保有目的を記載

されたうえ、当該地及び付近の現況を詳細に記した図面の提示が必要であると考えます。従って、下記の図面①②を資料としてご用意ください。

図面① 奈良市内の公有地を示した広域図面（前回で提示された参考資料1「奈良市並びに土地開発公社保有地の調査」に県有地を加えたもの。そして、各公有地の取得年月日、保有目的の記載を加えたもの。）

図面② 各公有地ごとに、当該地及び付近の現況を詳細に記した図面。特に、「付近の現況」についいては、住宅地、学校、幼稚園、保育園、病院等の施設については、「300メートル要件」を満たせば足りるということではないので、それらとどの程度の距離関係にあるのかが分かる図面が必要と考えます。